

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年 7月 8日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 入札の目的
建設工事の請負契約
- 2 工事名
令和6年度 長野県防災交換機改修工事
- 3 工事箇所名
長野県庁ほか118箇所
- 4 工事概要
防災行政無線用電話交換機改修他 一式
- 5 工期
長野県議会議決の日から令和8年3月25日まで
- 6 入札に参加する者に必要な資格等
次のいずれにも該当するものであることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
 - (3) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。
 - ア 電気通信工事について長野県入札参加資格を付与されていること。
 - イ 前記アの資格総合点数が819点以上であること。
 - ウ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2に規定する経営事項審査を受け、その結果通知を受けている者であること。
 - オ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21条）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - カ 防災行政無線用電話交換機の設置又は更新、改修工事の実績を有していること。

※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成21年4月1日から公告日の前日までにしゅん工した工事が該当します。

キ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により、電気通信工事に係る特定建設業の許可を有していること。

ク 主任（監理）技術者として、1 級電気通信工事施工管理技士又はそれと同等の資格者を配置できること。

7 支払条件

(1) 前金払

原則として、1 件の請負代金額が 100 万円以上の工事等について、請負代金額の 6 割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1 件の請負代金額が 50 万円以上の工事等について、規則第 156 条の規定による範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

(1) 建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書を、令和 6 年 7 月 8 日（月）から令和 6 年 7 月 19 日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで次の場所において縦覧に供します。また、一部は入札情報システムに掲載します。

長野県長野市大字南長野字幅下 692 - 2

長野県危機管理部消防課

電話 026 - 235 - 7183 FAX 026 - 233 - 4332

(2) 金抜き設計書（Excel）及び図面については、お問い合わせ後メールにて送付します。

9 現場説明日時

行いません。

10 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 6 年 7 月 24 日（水）午前 10 時 00 分

イ 場所 長野県庁西庁舎 3 階 災害対策本部室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和 6 年 7 月 22 日（月）午後 3 時までに上記 8 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成 13 年 5 月 8 日付け 13 監技第 47 号）第 2 に規定す

る低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

11 債務負担行為

なし

12 その他

詳細は、入札説明書によります。